

野村地区

まちづくり協議会ニュース

発行：野村地区まちづくり協議会

第5号：平成23年9月

★まちづくり計画(案) 特別指定区域の指定(案)まとまる!

残暑の候、日頃は、当まちづくり協議会及び町内会活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。

また、先日は、土地建物の意向をお伺いするアンケート調査にご協力頂きましたこと、重ねてお礼申し上げます。(このアンケート調査結果の全体的な概要は、裏面P4に掲載しておりますのでご覧くださいませ。)

さて、当まちづくり協議会も昨年10月から始まり、8回の協議会(まちあるき・ワークショップ含む)と2回のアンケート調査等を経て、ようやく「地区まちづくり計画(案)」及び「特別指定区域の指定(案)」がまとまってきました。(P2に「土地利用計画(案)」、P3に「特別指定区域図(案)」を掲載しておりますのでご参照くださいませ。)

ここで、まちづくり協議会の総会に先立ち、案の内容をご確認頂くために、下記の要領で「縦覧」を行いますので、意見書の提出期限等と合わせてご確認頂き、現地に足をお運び頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。また、今後の予定もP4に掲載しておりますのでご確認くださいませ。



案の縦覧と意見書の提出についてのお知らせ



案の縦覧について

期 間：平成23年9/16(金)～9/30(金)

場 所：野村公会堂
加古川市役所都市計画課

- 内 容：1. 地区まちづくり計画(案)
まちづくりに関する方針(案)
現況図
まちづくり区分図(案)
土地利用計画図(案)
2. 特別指定区域の指定(案)
特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
特別指定区域の位置図
特別指定区域の区域図(案)

意見書の提出について

期 間：平成23年9/16(金)～10/7(金)

提出先：野村地区まちづくり協議会
会長
町内会長連絡箱

ご意見がある場合にご提出ください。

意見書は市へ提出できませんので
ご注意ください。

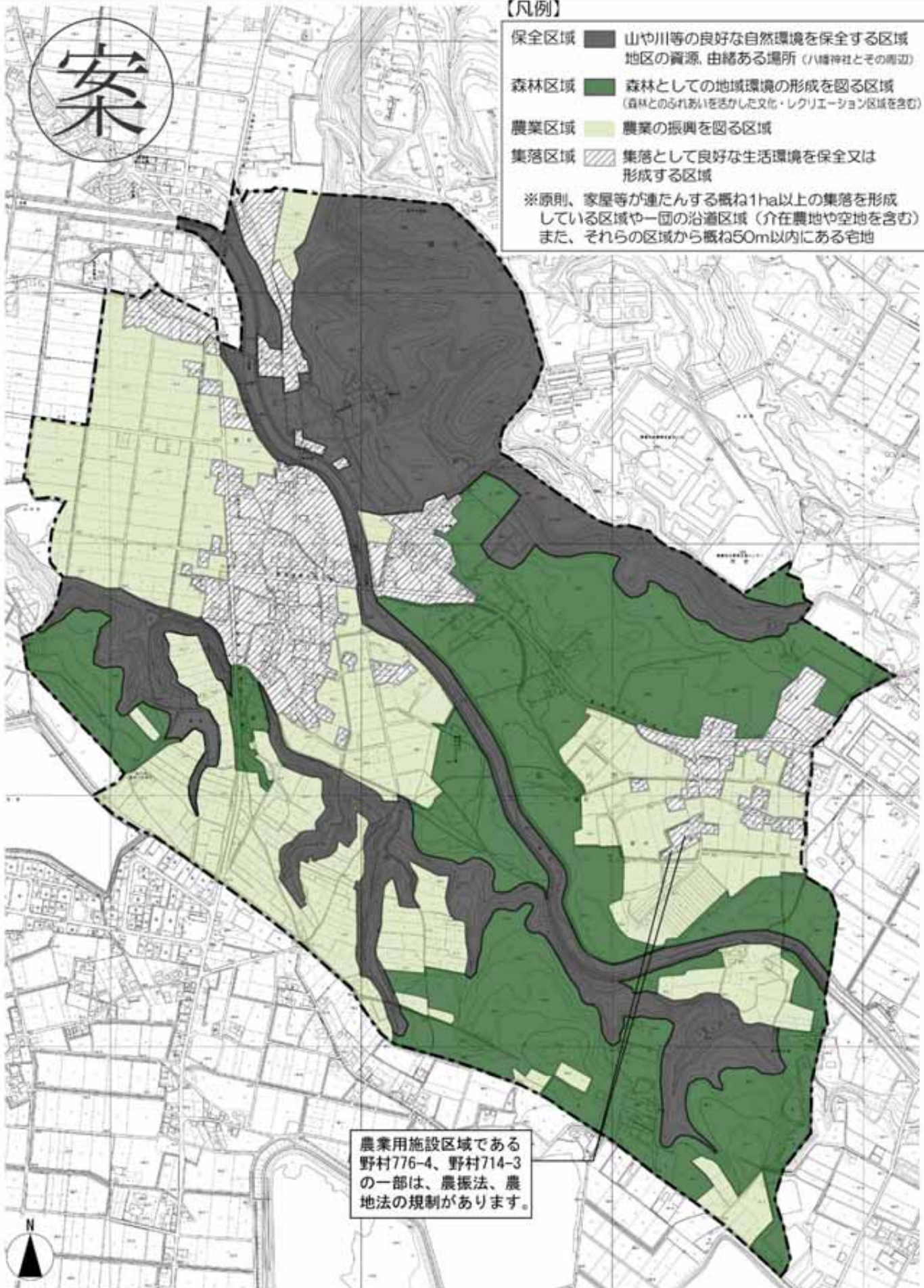
意見書の用紙は
縦覧場所(野村
公会堂)に据え
付けた用紙をご
使用下さい。



案

【凡例】

- 保全区域 山や川等の良好な自然環境を保全する区域
地区の資源、由緒ある場所（八幡神社とその周辺）
 - 森林区域 森林としての地域環境の形成を図る区域
（森林とのふれあいを活かした文化・レクリエーション区域を含む）
 - 農業区域 農業の振興を図る区域
 - 集落区域 集落として良好な生活環境を保全又は
形成する区域
- ※原則、家屋等が連たんする概ね1ha以上の集落を形成している区域や一回の沿道区域（介在農地や空地を含む）また、それらの区域から概ね50m以内にある宅地



農業用施設区域である野村776-4、野村714-3の一部は、農振法、農地法の規制があります。





0m 50m 100m 200m 300m 500m



案

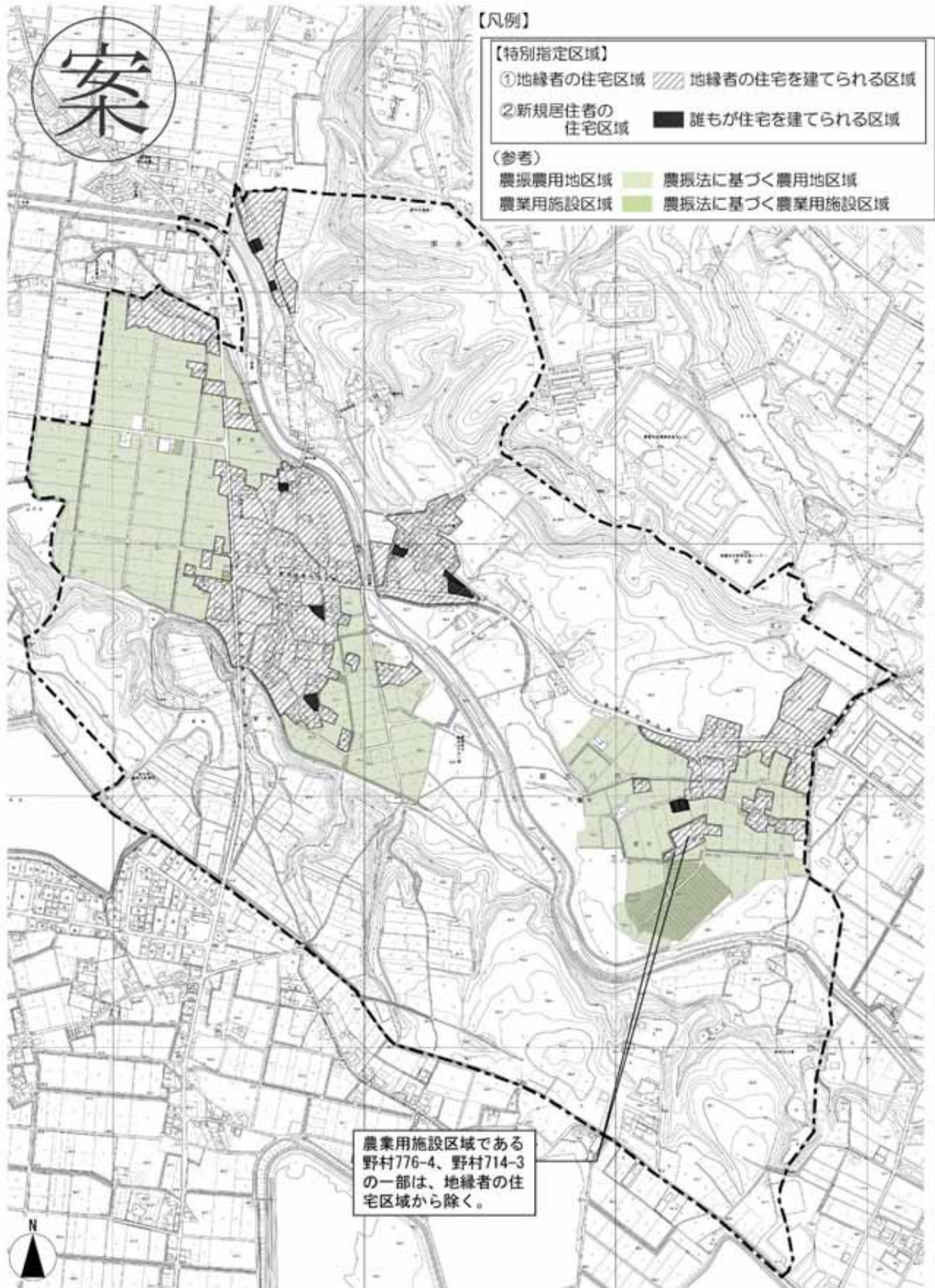
【凡例】

【特別指定区域】

- ①地縁者の住宅区域  地縁者の住宅を建てられる区域
- ②新規居住者の住宅区域  誰もが住宅を建てられる区域

(参考)

- 農振農用地区域  農振法に基づく農用地区域
- 農業用施設区域  農振法に基づく農業用施設区域



農業用施設区域である野村776-4、野村714-3の一部は、地縁者の住宅区域から除く。



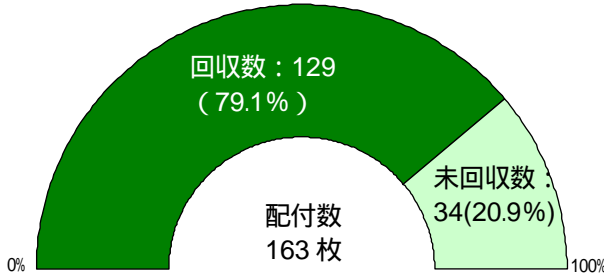
0m 50m 100m 200m 300m 500m



土地建物の意向に関する(第2回)アンケート調査結果の概要

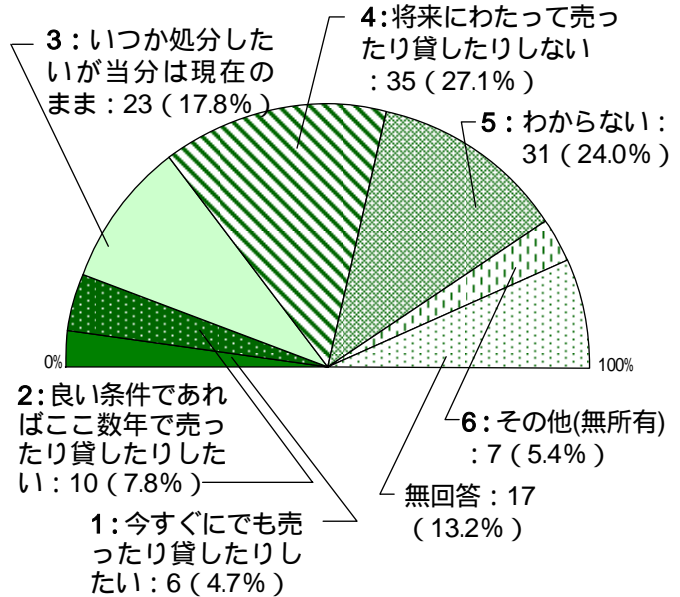
1) 配付・回収状況

回収率



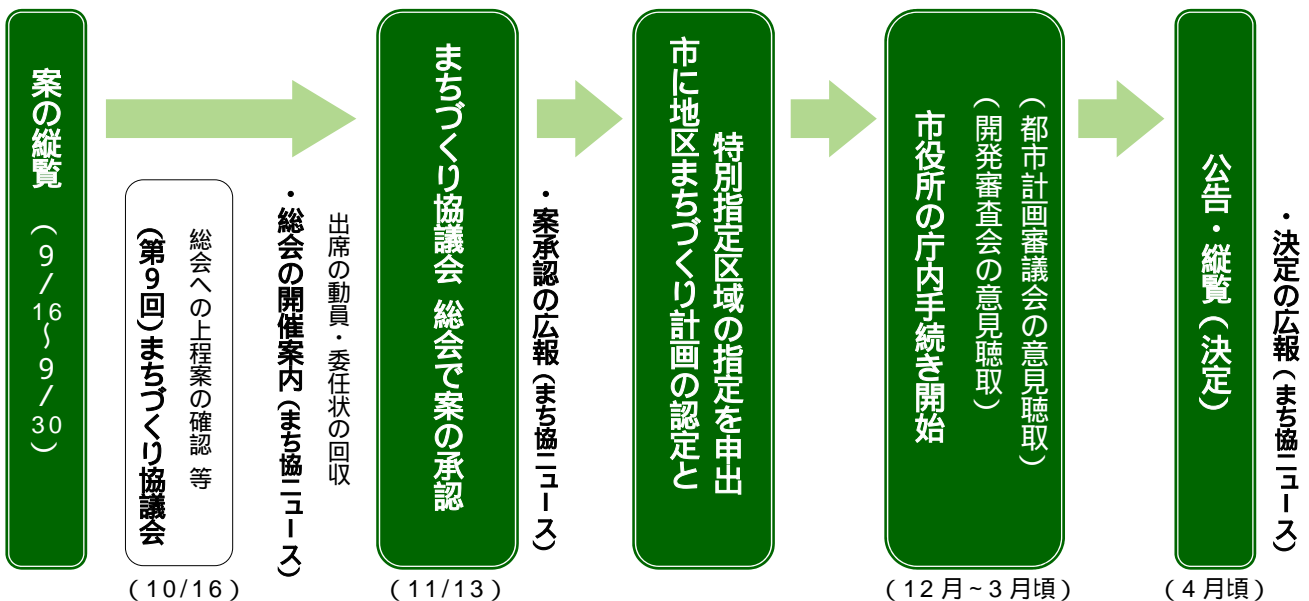
	配付数	回収数	回収率
地区内居住者	141	115	81.6%
地区外居住権利者	22	14	63.6%
合計	163	129	79.1%

2) 集計結果 (土地建物の活用意向)



★地区まちづくり計画の認定、特別指定区域の指定に向けて★

今後は、以下のような流れで地区まちづくり計画(案)及び特別指定区域(案)の承認を受け、市に認定・指定の申請を行っていく予定です。



<お問い合わせ先>

当地区の田園まちづくりについてご意見、ご質問がありましたら、下記までお問合せ下さい。

野村地区まちづくり協議会

会長:

(TEL:

)